

出雲市市有林における森林J-クレジット可能性調査及び計画書作成業務 仕様書

1. 業務の趣旨

本業務は、森林航空レーザ計測とその計測に基づいて解析した結果を活用し、市有林を対象としたJ-クレジット制度による森林管理プロジェクト（以下「森林クレジット」という。）の登録に向けた検討を行い、森林J-クレジットの認証に必要な森林情報やその手続について取りまとめるものとする。

あわせて、J-クレジット制度により認証された森林J-クレジットの有効な販売計画書の作成を行うものとする。

2. 対象地及び面積

市が管理する市公有林約3,700haのうち、市有林2,998ha（別添「配置図」参照）

※今後、資料整理の過程で、市公有林の面積及び対象面積が増減する場合がある。

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで。ただし、正当な理由により同日までに業務が完了しないときは、議会の議決を得た場合に限り業務の期間を延長するものとする。

4. 関係制度文書

本業務の実施にあたっては、本仕様書の定めによるほか、次のJ-クレジット事務局が定める最新の制度文書を順守して実施するものとする。

- (1) 実施要綱
- (2) 実施規定（プロジェクト実施者向け）
- (3) 同上（審査機関向け）
- (4) モニタリング算定規定（森林管理プロジェクト用）
- (5) 方法論策定規定（森林管理プロジェクト用）
- (6) 約款（プロジェクト実施者向け）

5. 令和7年度の業務内容

- (1) 森林クレジットの登録に関するポテンシャル調査の実施

受注者は市の森林経営計画をもとに、J-クレジット制度と照らし合わせ、森林クレジットの登録を行う森林、プロジェクト実施地を選定し、適正な森林経営から生み出すことができる森林J-クレジット創出量の見込みを算出する。

- ① 基礎データの収集・整理
- ② 対象森林候補地の現地調査

- ③ 森林 J-クレジット創出量の試算
- (2) 森林 J-クレジット登録申請に係る計画書の作成
 - 受注者は市が森林 J-クレジットの登録をするための諸様式によるプロジェクト計画書（8 年間）及び必要資料の作成を行う。プロジェクト登録計画書作成に必要な資料のうち、発注者は下記「7. (1)」を準備する。
 - また、計画書の作成にあたっては、登録のための第三者機関による妥当性確認審査に対応できるものとする。
 - なお、作成にあたっては同種業務実績を持つ担当技術者が手続き、作成資料の点検などにあたるものとする。
- (3) 森林 J-クレジットの販売に係る有効な販売計画書の作成
 - 市は、令和 8 年度以降に森林 J-クレジット販売を予定しており、受注者は市との収益配分割合等を示し、クレジットの販路、販売価格、そのほかクレジット販売収入が増えるための取組を考慮した販売計画書の作成を行うこと。
- (4) 打ち合わせの実施
 - 本業務の打合せは次のとおり実施し、受注者はその内容を記録し、業務完了時に提出するものとする。対面を原則とするが、状況により、WEB とすることもある。
 - ① 業務着手時 1 回
 - ② 森林 J-クレジット創出量の試算完了時 1 回
 - ③ 業務完了報告時 1 回
 - ④ その他打ち合わせの必要が生じた時点 随時

6. 森林 J-クレジット登録後（令和 8 年度以降）の想定

本業務の成果により森林 J-クレジットの登録をしたのちのスケジュール等は次のとおり想定している。

- (1) スケジュール
 - ① 令和 8 年度
 - ア プロジェクト計画書に係る妥当性審査対応業務（プロジェクト登録申請）
 - ② 令和 8 年度又は令和 9 年度から 8 年間（必要に応じて）
 - ア 森林管理（巡視）業務（モニタリング実施場所の巡視）
 - イ モニタリング報告作成業務
 - ウ プロジェクト計画書変更業務
 - エ 森林 J-クレジット販売業務

(2) 業務役割分担表（例）

年度	作業項目	市	受注者
令和 8 年度	(1) プロジェクト計画書に係る妥当性審査対応業務 ① 審査機関との妥当性確認	△	○
令和 8 年度 又は 令和 9 年度 ～ 8 年度間 ※必要に応じて	(1) 森林管理（巡視）業務 ① 巡視結果取りまとめ	△	○
	(2) モニタリング報告業務 ① モニタリング報告書作成 ② モニタリング報告書認証申請 ③ 審査機関との検証対応	△ ○ △	○ － ○
	(3) プロジェクト計画書変更業務 ① プロジェクト変更計画書作成 ② プロジェクト変更計画書登録 ③ プロジェクト変更計画書妥当性審査対応業務	△ ○ △	○ － ○
	(4) 森林 J-クレジット販売業務	△	○

※「○」は主に取り組む者、「△」は「○」の補助を行うこととする。

(3) 個別業務委託契約及び費用負担等

- ① 市と受注者が応募要領に定める協定を締結した場合、下記の森林クレジットの運用に係る個別業務委託契約を締結し、その費用は市が負担する。

ア 森林管理（巡視）業務

イ プロジェクト計画書登録に係る妥当性審査対応業務

ウ モニタリング報告作成業務及び認証審査対応業務

エ プロジェクト計画書変更業務及び妥当性審査対応業務

なお、個別業務契約に係る市の予算は単年度ごとに議会に諮るため、個別業務実施時期の延期や中止となる場合がある。このことにより、受注者に損失が発生しても市は補填しない。

- ② 森林 J-クレジット販売業務

受注者は企画提案した販売方法及び収益配分割合等を基本とし、市と協議のうえ、森林 J-クレジット販売業務契約を締結し、販売業務を実施する。

7. 提供資料及びその取扱い

(1) 提供資料

- ・森林経営計画
- ・森林簿
- ・森林基本図
- ・収穫予想表

- ・森林航空レーザ計測、森林資源解析データ（出雲市南部のみ）
- ・その他市長が必要と認めた資料

(2) 提供資料の取扱い

受注者は、提供資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し、本業務が完了したとき、協定が解除されたとき、又は本業務の遂行上不要となったときは、速やかに返却または削除するものとする。

8. 情報管理及び情報保護対策

- (1) 本業務で取り扱う情報については、個人情報、市から貸与された資料及び情報を適正に関するものとする。なお、受注者が第三者に解析、集計等を依頼する場合は、市に書面により協議し、承諾を受けなければならない。
- (2) 受注者は、機密情報提供、返却等の授受については、市と協議のうえ、行うものとする。

9. 紛争の回避

受注者は、業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了承を得るなど紛争が起こらないように留意すること。

10. 成果品

受注者は、次に掲げるものを成果品として紙媒体及び電子媒体にて納品すること。なお、ここに定めがないものについては、市の指示によるものとする。

- ① ポテンシャル調査結果に関する報告書
- ② 森林J-クレジット申請に係る計画書
- ③ 森林J-クレジットの販売に係る有効な販売計画書
- ④ その他、本業務に付随して作成・収集した資料等で市が必要と認める資料

なお、成果品に係る権利、使用その他一切は市に帰属し、受注者は本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等を含む。）を市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡をしてはならない。

納品される成果品等の提出物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、市が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に必要な経費及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うものとする。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に市の承諾を得ることとし、また、市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る利害侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因がもっぱら市の責に帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切処理することとする。

11. その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、市と受注者の協議のうえ決定し、市の指示を受けるものとする。